

記録表現にみる中世日本の地震認識

濱野 未来

はじめに

前近代の社会における災害に対する認識については、主として「天が人を罰するために災害を起こす」という天譴思想によって理解されてきたといえよう^①。この天譴思想は特に古代において顕著であるとともに、近世においてもその影響がうかがい知れる観念である。しかし、古代・近世までの期間における災害認識が、天譴思想のみで論じられるものではないことも自明であろう。近年、歴史災害の被害実態の研究が展開されている一方で、その認識の具体的様相の検討は乏しい。

地震認識についての研究を顧みると、早くは西岡虎之助氏^②が、歴史時代の地震認識について、それぞれ時期は前後するものの、「天譴思想」・「崇りの思想」（いわゆる御霊信仰）・「災異思想」の三つの観念から地震を捉えていたとしている。平安期の地震認識について保立道久氏^③は、怨霊によって災害が引き起こされるとする御霊信仰に加え、龍神信仰が根底にあり、地震等の災害は怨霊あるいは龍神によって発生すると認識していたとの見解を示しているが、認識の背景要因をイデオロギー的要素のみに求める傾向が窺える。地震認識の研究がこれまで希薄であったことは、両者の論考の間に九十年近くの年月があることから明らかである。一方で、特定の史料を対象にその記主個人の認識に迫った研究はいくつか挙げられる^④。こうした研究から受け継ぐべき点は、地震の規模や

被害ではなく、「地震がどのように表されたのか」について論じている点である。認識を分析するうえで、記録のなされ方やその表現を検討することは有効であろう。本稿で地震記録の表現を対象とするのはそれゆえである。

また、災害認識は個別の災害に対する観念には焦点が当てられてこなかった。別言すれば、噴火や水害など、現代的価値観で災害と括ることのできる事象を包括して「災害観」とみなし、検討してきた。しかし、災害という枠組みでの検討には疑問の余地があるといえる。歴史時代において地震という現象は、天文現象の異変と同類の事象として兵革等の予兆、所謂「変異」や「災異」として捉えられており、水害など他の「災害」と異なる認識であったといえる。この点を踏まえれば、「災害」認識としてではなく個別の現象ごとに、つまり「災異」の側面を含めた「地震」認識として分析する視角が必要であると考えられる。

以上から、中世に特徴的に表れる地震記録表現に着目し、その変遷を人的・社会的実態と地震実態の双方から検討することは、これらの課題の解決に大きな役割を果たすと考える。そこで、これまで「古代中世」という大きな枠組みで捉えられがちであった「災害認識」を、近世との連続性を踏まえたくて「中世」に焦点を当て、その「地震認識」を検討する。

以上を踏まえ、本研究では以下の視角から分析を行う。中世を通じて

分析するにあたり、地震記録のなかの特定の表現に編年的に着目する。詳細は第一章で論じるが、その記録傾向として中世特有といえる性質をもっている。本稿では、この表現を「地震動表現」と定義・表記し、この表現の実態、特に表出・減少の背景の分析を行う。まず第一章において、分析対象である「地震動表現」の性質や時代変遷・史料傾向からその実態を明らかにしたい。第二章では、本表現の典拠典籍の分析から、その根底にある認識の検討を行う。第三章では、第一・二章を踏まえ、「地震動表現」の登場・衰退の背景を検討する。これらの分析により、中世における地震認識の一端を明らかにしたい。

第一章 「地震動表現」の実態

本稿で対象とする地震記録中の表現は、表現を示す用語すら規定されてこなかった。そのため、本章では改めて本表現の定義や表出の形態など、その全体像を示したい。

第一節 「地震動表現」の性質

まず、どういった表現を「地震動表現」とみるべきか、その定義を明示しておきたい。そのうえで、本表現に言及している先行研究の成果と、これまで言及されながらも主たる研究対象となりえなかった背景に触れておきたい。

地震記録中にみられる表現のうち、多くは地震の実態的な性質を表すものである。例えば、「大動」「小動」などの地震動の揺れの大きさや程度を表す表現である。他方で、「悪動」「吉動」などの地震の吉凶や意味を示した表現がある。「地震動表現」は後者に分類される表現である。地震に吉凶が存在するというのは、〈地震Ⅱ災害〉という認識が一般的と

なった現代の感覚からは理解しにくいだが、歴史時代において地震はそれ自体が災害(災厄)という認識であると同時に、災害や凶事等を予兆する現象でもあった^⑤。また本表現に特徴的なのは、吉凶に複数のカテゴリが存在し、特定の基準を基にその分類がなされていることである。そのカテゴリは、主に龍神動・火神動・金翅鳥動・天王動(帝釈動)の四種に分けられており、加えて水神動がみられる。本研究では、この「龍神・火神・金翅鳥・天王(帝釈)・水神+動」という表記でなされている表現を「地震動表現」と定義することとする。

次に、先行研究における「地震動表現」の評価をみることにしたい。本表現に言及のある先行研究^⑥では、ほとんどがその「○○動」という表現を「○○が動いた(ために起きた)」のように、地震発生の原因を示す表現として解釈しているに留まっている。

西山氏や黒田日出男氏^⑦は、仏教注釈書『大智度論』や室町期編纂の百科辞書『塵添壙囊抄』に地震動の種類として「龍神動」など(本研究における「地震動表現」)が挙げられていることに言及しており、それらの典籍において地震動を分類する概念が存在したことを明らかにしている。しかし留意しておきたいのは、黒田氏はあくまで「龍神動」という表現に着目し、中世の国土観や災害観に怨霊信仰や龍(龍神)が大きな存在であったことを強調している点である。保立道久氏もまた、平安前期以来十二世紀に至るまで、雷、地震、火山噴火はいずれも怨霊及び龍神の活動と見なされてきた、すなわち龍神・怨霊信仰であったと結論づけている。

他方、国文学的視角による児島啓佑氏の研究は、『愚管抄』^⑧における元暦二年(一一八五)の地震についての記述中にある「龍王動」という表現について、黒田氏や保立氏が指摘した龍神信仰や怨霊信仰ではなく、「経典由来の天文知識の引用によって作られた所説」^⑨としている。そして、その地震分類のうちの一種である「龍神動」や「龍王動」という概念と、

当時の平家と龍との結びつきのイメージが同時期に表出した結果として『愚管抄』の著者慈円が表した表現であったと結論づけている。

今井漆氏は、陰陽寮による地震勘文中に表れる本表現に着目し、これを「宿曜地震占」と捉えて分析を行っている^②。氏は、小島濤山著『地震考』や『大日本地震之図』などの江戸期に出版された書物や絵図において、「地震動表現」が記されている点を挙げてはいるが、それらとの関連を示唆するに留まっている。

以上の先行研究から、黒田氏・児島氏・今井氏が指摘しているように「地震動表現」の出典が仏教注釈書『大智度論』であった点が明らかになっている。しかし、先行研究全体としてこうした地震動を分類する概念の具体的な実態や時期的偏差・変遷は検討されていない。それゆえに、この表現に着目した通時的な検討はこれまでなされておらず、本稿は災害に関する特定の表現を対象として通時的な検討を行う研究としては、端緒となるものと考ええる。

第二節 記録傾向とその変遷

以上の「地震動表現」の定義をふまえ、本節では「地震動表現」がどのように記録に表れるのかといった点に加えて、時代とともにどのような変化を遂げていったのか、その変遷を記録傾向からみることで、全体像の理解の一助としたい。

まずは、「地震動表現」の記録全体の時代的な傾向をみていきたい。【図1】は、確認できた本表現の記録年代を表したものである。現時点で確認できた全二五一件の記録年代は永万二年（一一六六）～慶長十三年（二六〇八）までの期間となっており、中世初期に表出し、中世末期までみられるが、その後突如みられなくなるという傾向がある。先述のように、本表現は主に中世に特徴的にみられる表現であるということがわか

る。では、「地震動表現」が記録上どのような形で表れるのか、史料を挙げながら検討したい。次に挙げる【史料一】は、「地震動表現」の初見記録と考えられる史料である。

【史料一】『安倍泰親朝臣記』永万二年（一一六六）二月条^④

二月

謹奏

今月四日戊寅亥時地震、声^レ音、

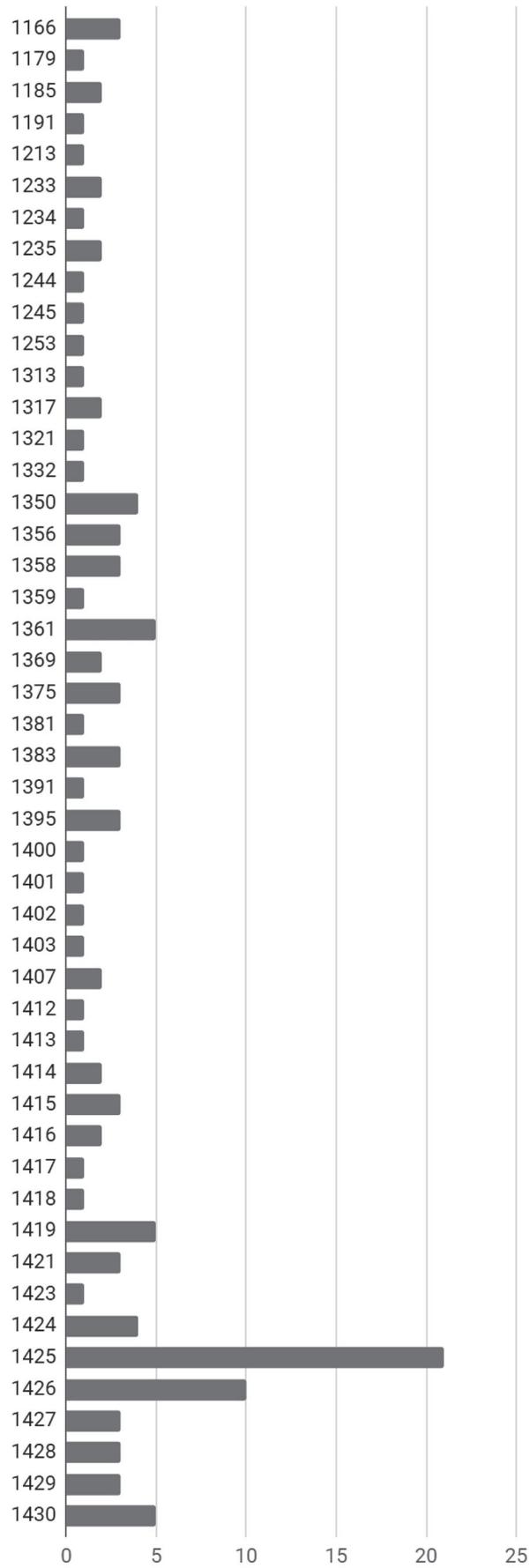
謹検、天文録云、春秋緯云、地動、佞者執政、君子在^レ野、小人在^レ位、又曰地動、下謀^レ上、張衡上書曰、地動震者、民擾、京房妖占曰、地春動、歲不^レ昌、天地瑞祥志云、二月地動、卅日有^二兵起^一、又云、月在^二胃宿^一、地地動、盜賊多、内論曰、月行胃宿者、水神所^レ動、年不^レ宜^レ麦、天子凶、大臣受^レ殃、天鏡經云、地動、国有^二陰謀^一、皇后当^レ之、災異占云、地震疾疫起、春秋曰、地動、君主不^レ安、鍾律災異曰、地動、其国有^レ喪、

右地震占、謹以申聞謹奏、

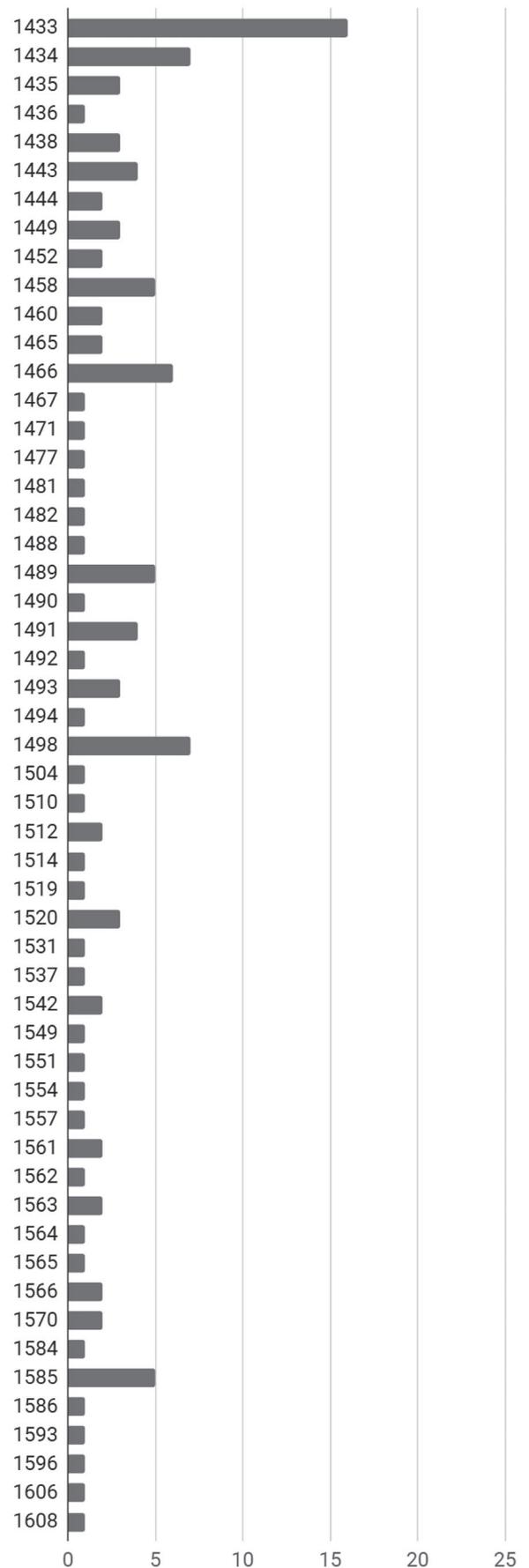
永萬二年二月六日 — 業俊

— 泰親

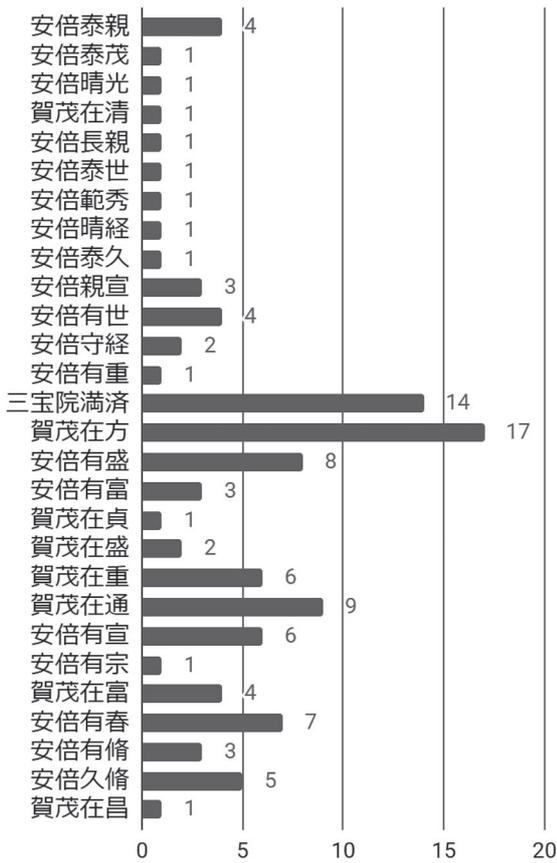
【史料一】は、平安末期の陰陽師・安倍泰親が天変に際して奏上した密奏などを集めたものである『安倍泰親朝臣記』のうち、永万二年二月四日に発生した地震に対する勘文である。地震が発生した月日・時刻に続いて、「天文録」等の典籍を引用し、その地震が何を意味するものであるかという内容がいくつか挙げられている。そのなかで、「内論」という典籍から引用された内容として「月行胃宿者、水神所^レ動、年不^レ宜^レ麦、天



【図 1】 ①地震動表現記録数の変遷 (1166-1430)



【図 1】 ②地震動表現記録数の変遷 (1431-1608)



【図2】地震動特定者（発信者）別記録件数

子凶、大臣受殃」とあり、「水神所動」という形で「地震動表現」が記されている。

【史料二】『山槐記』治承三年（一一七九）六月一日条^⑤

一日、戊子、天晴、（中略）今夜丑刻地震云々、後日陰陽大允安倍泰茂来云、去月廿八日地震、共金翅鳥動也、后宮御慎也者、

次に挙げた【史料二】では、六月一日の夜に地震が発生し、後日陰陽大允である安倍泰茂が、この地震と先月二十八日に発生した地震は共に「金翅鳥動」であると述べたことが記されている。【史料一、二】ともに「地震動表現」の発信者が陰陽師であったことが窺えるが、この点は通時的にみられる性質である。「地震動表現」記録のうち、その発信者が明確な記録の統計が【図2】である。地震動を特定する主体者つまり「地震

動表現」の発信者は、室町期の陰陽師・賀茂在方が十七件と最多である。次いで、室町期の政治・宗教面に多大な影響力をもった真言僧・三寶院満済の十四件、陰陽師・安倍有盛の八件となっている。右に挙げた者はみな室町期の人物であるが、記録全体を通じてその殆どが陰陽師となっている。つまり、中世における「地震動表現」の主な発信者は陰陽師であった。そのため、「地震動表現」が記される史料についても、【史料二】のような陰陽師による地震勘文中に多く窺える。陰陽師達がこの「地震動表現」を使用していた背景については、次章で詳しく論じることしたい。

第三節 史料性質の傾向

「地震動表現」を記録する史料の性質としては、先述した通り、【史料一】のように陰陽師による勘文を集めた記録や、【史料二】のように陰陽師からの情報を日記中に引用したもの、日記中に勘文自体を引用したものなどが見受けられる。地震動表現は、『吾妻鏡』や『百練抄』などの歴史書の類にも表れるが、その大部分が日記史料である。それゆえ、時代を通して主に公卿による古記録中に表れる傾向がある。一方、時代を経るにつれて多様な史料中に出現するようになるという史料的变化もみられる。南北期頃から室町期にかけては、公卿だけでなく僧侶や祇官などの記録にも見受けられるようになる。（例えば、『祇園執行日記』、『東院毎日雑々記』、『吉田家日記』^⑧）そうした記主の多様化に加え、例えば室町期頃には、辞書や往来物にも本表現がみられるようになる。これらの編纂物においては発生した地震に対する地震動の判断ではなく、地震動表現の概念自体が総体的に記されているのも特徴といえる。

加えて、記録史料の傾向において注目すべき点は、南北朝～室町期に記録が頻出するという点である。この点は【図1】からも特徴として見

受けられよう。室町期の史料中、『満濟准后日記』（六十五件）と『看聞日記』（三十二件）における地震動表現の記録が顕著であり、特に『満濟准后日記』における記録の多さは異質といえる。満濟の異質さは【図2】の地震動の特定者別の記録件数において、唯一陰陽師でない点からも明らかである。こうした室町期における地震動表現の実態や変容に関しては、別稿に譲りたい。

以上、本章では地震動表現の実態や記録傾向について基礎的な部分を確認した。次に、この表現がどのような概念を基にしたものであるのか、という点について考察したい。

第二章 「地震動表現」の根底概念

先行研究によって地震動表現の典拠として仏教注釈書『大智度論』があったことは前述のとおりである。しかし、地震動表現の主な発信媒体であった陰陽師による地震勘文中では、『大智度論』の他にも地震動表現の引用元とされる典籍が挙げられている。そこで次に、「地震動表現」の主な典拠と考えられる『大智度論』に加え、地震勘文中において引用された「地震動表現」の典拠とみられる典籍を具体的に検討したい。それによって、「地震動表現」がいかなる概念を基に表れたのかを考察したい。

第一節 地震勘文における典拠典籍

勘文中に表れる典籍がどのような形で引用されているのか、改めて【史料1】で確認すると、「天文録云」、「春秋緯云」、「天地瑞祥志云」といった形で典拠となる典籍名が記され、それに続いてその地震がどのような意味を持つのか、何を予兆するものであるかといった内容が引用されて

いる。こうした典籍類には他に、「京房妖占」「京房易伝」「内論」「内経」「災異占」「董仲舒」「抱朴子」「宿曜経」「天地災記」等の多様な典籍名がみられる。陰陽道における典籍類については、中村璋八氏や山下克明氏による詳細な研究がある。まずは、これらの研究によりながら、その概要を確認したい。先に挙げた典拠のうちの多くは緯書と呼ばれる書物であり、例えば【史料1】中に登場する「春秋緯」も緯書の一つである。緯書とは、陰陽五行説や災異瑞祥思想・天人相関説などの思想を含む讖緯説（自然現象を人間界の事象と結びつけ、政治社会の未来動向を呪術的に説いたもの）から、儒教の経書を解釈し、整理・体系化したもので、中国漢代に成立したとされる²⁰。

陰陽道における勘文や占文中のテキストの多くを占め、陰陽道の成立やその思想に多くの影響を及ぼしたとされるのが、こうした緯書類である。陰陽五行説をはじめとした災異瑞祥思想・天人相関説・天文占など、災異と密接に関連する思想が根底にあることから、陰陽道において災異を占する際のテキストとして広く用いられた。陰陽道における緯書の受容について、中村氏の研究によれば、奈良時代の記録中には、既に緯書の引用文が存在しており、平安初期には『続日本紀』『日本文徳実録』『類聚国史』などの史書に「緯書」の引用文が多数みられるという。このことから中村氏は、「平安朝初期以前には、中国の『隋書』経籍志卷一に記録された「緯書」類の多くが伝来」し、その書が「貴族階級や関係のある一部の階層の知識人たちに親しまれ、その思想が日本の文化の広い範囲に次第に大きな影響を与えるようになっていた」と論じている²¹。その後、鎌倉・室町時代には、読者層も僧侶・神道家・陰陽家・修験者等にも普及していくとして、緯書は「奈良朝より平安朝を経て鎌倉・室町時代に至るまで宮廷貴族を中心に幅広い階層の人々の間に浸透していき、陰陽道にも大きな影響を与えるようになった」としている。すなわち、緯

書が内包する災異に関する様々な思想が社会のなかの陰陽道以外の部分にも流布していたと考えられる。

第二節 「地震動表現」の典拠典籍

「地震動表現」とは、どのような思想や基準を基に表されたのであろうか。そのような問題関心のもと、本節では、陰陽師達はどのような典拠や基準をもとに地震動表現を発信していたのかを検討したい。

収集した地震動表現記録のなかでその典拠が明記されているものから、典籍毎の記録数を比較すると、記録数の多いものから、『天地瑞祥志』²¹ 二三件、『大智度論』²² 一二件、『内論』²³ 六件、『天文録』²⁴ 『天文要録』²⁵ 『内経』²⁶ が各二件となっており、そのほとんどが『天地瑞祥志』と『大智度論』であったことが窺える。

地震動表現の典拠として最多であった『天地瑞祥志』は、中国唐代の天文・五行書である。水口幹紀氏によれば、『日本三代実録』貞観十八年（八六八）八月六日条に出てくるのが、『天地瑞祥志』という書名の初見であり、日本には九世紀以前に伝来したとされる。同書はこの記録以後、鎌倉・室町・江戸期まで本書の利用が史料上にみられる。²⁷ 内容は、天変・地妖・人事・動植物などの「瑞祥」について項目別にまとめた類書形態の書で、先行の多くの天文・五行・緯関係の諸書を類聚している。本書は全二十巻で構成されている天文を中心とした専門類書であるが、その内九巻のみが残存している。²⁸ 前半部では主に中国における天文学の系譜がのべられているなど、本書の編纂目的の重点は天文観察による災異回避であるのに対し、後半部分は天文や善悪に関わらず、様々な天文変異の説を類従し、実際の天変地異に際しての吉凶判断の基準提供を目的としていたことが指摘されている。²⁹ 残存している部分に地震についての項目はなく、その具体的記述を知ることが叶わないが、陰陽師による勘文

のなかでも頻繁に引用されているのが地震勘文である点が指摘されている。³⁰ また本書は『天文要録』とともに平安初期より室町時代に至る目録類や博士家の清原・中原両家、天文家の安倍家、曆道家の賀茂家、伊勢神道の渡会家、仏家の諸文献においても多く引用されており、緯書と同様、陰陽家を中心に中世社会に受容されていたことが指摘できる。

次に、典拠としては一件のみであった『天文要録』であるが、本書もまた中国唐代の天文書である。本書は、『三代実録』³¹ 中の勘文に表れるのが初見とされ、日本には九世紀以前に将来とされている。³² その後平安期においては、明経家の中原家、鎌倉・室町にかけては安倍氏や賀茂氏などの陰陽師らに重用され、『天地瑞祥志』とともに占断の典拠として利用された。以上挙げた『天文要録』『天地瑞祥志』は、天文書の中でも陰陽道の勘文類に頻繁に典拠として用いられた権威的な典籍であった。³³

第三節 『内論』と『大智度論』

最後に、『天地瑞祥志』に次いで多く典拠とされていた『大智度論』について検討する。次に挙げるのは、『大智度論』における地震の分類についての記述部分である。

【史料四】『大智度論』³⁴

復次に、有人言はく、四種の地動あり。火動、龍動、金翅鳥動、天王動なり。二十八宿に日月は一たび周遊す。若し月、昴宿、張宿、氏宿、婁宿、室宿、胃宿、是六種の宿の中に至れば、爾時、地動じて崩るるが若し。是動は火神に属す。是時は雨無うして江河枯渴し、年は麦に宜しからず、天子に凶あり、大臣は殃を受く。若し柳宿、尾宿、箕宿、壁宿、奎宿、危宿、是六種の宿の中なれば、爾時、地動じて崩るるが若し。是動は龍神に属す。是時は雨無うして江河枯渴し、年は麦に宜

しからず、天子に凶あり、大臣は殃を受く。若し參宿、鬼宿、星宿、軫宿、亢宿、翼宿、是六種の宿の中なれば、この時、爾時は、若は地動き、若は崩る。是動は金翅鳥に属す。是時は雨無うして江河枯渴し、年は麦に宜しからず、天子に凶あり、大臣は殃を受く。若し心宿、房宿、女宿、虚宿、井宿、畢宿、觜宿、斗宿、是九種の宿の中なれば、爾時、地動じて崩るるが如し、是動は天帝に属す。是時は安穩にして、豊雨五穀に宜しく、天子は吉に、大臣は福を受け、万民は安穩なり。

『大智度論』において地震動は、四種に分けられるとしている。また、月の位置を基準として、地震発生時の位置が二十八宿中のどこにあたるかによつて火神動・龍神動・金翅鳥動・天王（天帝）動の四種に分類がなされている。二十八宿とは、天の赤道方面の周天を二十八に区分した二十八の星座で、各々を宿という。³³ただ、『大智度論』においては二十七星宿となつており、昴・張・氏・婁・室・胃にあたる場合は火神動、柳・尾・箕・壁・奎・危にあたる場合は龍神動、參・鬼・星・軫・亢・翼にあたる場合は金翅鳥動、心・角・房・女・虚・井・畢・觜・斗にあたる場合は天帝動という分類である。また、それぞれの地震動に意味付けがなされている。火神動・龍神動・金翅鳥動は、「雨無く、江河枯渴し、年は麦に宜しからず、天子に凶あり、大臣は禍を受ける」とあり、悪い予兆の地震として捉えられている。対して天帝動は、「天下安穩、豊雨五穀、天子は吉、大臣は福を受け、万民は安穩」と、吉兆として捉えられている。このように、地震動が「分類」されている点と、月の運行位置という物理的な「判断基準」がある点が、「地震動表現」の最大の特徴であり、例えば【史料一】における「天文録」等から引用している内容と比較しても特異な表現といえる。

この『大智度論』とは、大乘仏教の論書で、竜樹が著し、鳩摩羅什が

弘始六年（四〇四—七）年に訳出したものであり、『二万五千頌般若』（鳩摩羅什訳『摩訶般若波羅蜜経』）を注釈したものである。³⁴インド仏教の百科全書的人格をもち、初期大乘仏教研究のための重要な論書とされる。日本における伝来時期は、天平年間の古文書中に「大智論」や「智論」といった記述がみられることから、八世紀頃にはすでに伝来していたと考えられる。

また、ここで示した『大智度論』における地震動分類の内容について、児島氏は『山槐記』中の元暦地震に対する安倍晴光の勘文（【史料五】）にみえる「内論曰、」以下の内容と一致していることを指摘している。³⁵

【史料五】『山槐記』元暦二年（一一八五）七月九日条

内論云、月行尾箕宿、地動者、龍所^レ動也、無^レ雨江河枯渴、年不^レ宜^レ麦、天子凶、大臣受^レ誅、

実際に『大智度論』の該当部分と照合してみると、①地震動の分類を月の位置（「月行」）を基準としていること、②地震動の分類の種類（「龍神動」など）、③地震が予兆する内容の三点から符号していることがわかる。また、他の「内論」を引用している記録においても、「内論云、月行奎宿者、龍神所^レ動、天子凶、大臣受^レ殃、」³⁷などとあり、ここでも「内論」と『大智度論』の内容が一致している。

この「内論」について水口氏は、「内経」とともに『天地瑞祥志』に含まれた可能性がある書物であると述べている。³⁸すなわち、基となる史料を『天地瑞祥志』から間接的に引用していると考えられる。児島氏による指摘に加え、仏教の経典指して「内典」、それ以外の陰陽道等の諸書を「外典」と称することなどからも、「内論」は『大智度論』を含めた仏教書全般を指す用語と捉えるのが妥当であろう。

本章では、地震動表現の典拠となった典籍の分析から、本表現の基となった概念を検討してきた。まず、勘文には緯書や天文書などの様々な書物が引用されるが、地震勘文においては、『天地瑞祥志』が代表的な引用書であった。これらは、陰陽五行説や災異瑞祥思想、天人相関説・天文占などの思想を含む識緯説が根底にあり、こうした思想は平安期〜室町期にかけて様々な階層に受容されていた。地震動表現の典拠として二番目に多かった『大智度論』は、緯書や天文書とは異なり、仏教書であったが、様々な書物を引用して構成された『天地瑞祥志』においても「内経」や「内論」という形で引用されていた可能性も指摘された。すなわち地震動表現は、識緯説に特徴的であり、且つ陰陽道と関連の深い陰陽五行説・災異瑞祥思想・天人相関説等の観念だけでなく、仏教における地震認識とも密接に関連した概念を根底に表出した表現であると考えられる。

第三章 陰陽師と「地震動表現」

第一章でみてきたように、地震動表現は陰陽師や陰陽道の思想と密接な関係にあった。本章では、地震動表現の発信者であった陰陽師を中心に、地震動表現の登場と衰退の背景を検討する。その際、陰陽師やその周辺の社会様相に加えて、当時の地震発生状況も踏まえて考察する。

第一節 陰陽道における地震認識

地震動表現の登場背景について検討するまえに、陰陽道における地震認識について確認しておきたい。地震や天変を災異の予兆と捉える思想は地震動表現の登場以前から存在していたことは、そうした思想を孕んだ識緯説が緯書の伝来と普及によって社会に浸透していたことから窺

える。

【史料六】『御堂関白記』寛弘四（一〇〇七）年十二月廿二日条³⁹

廿二日、甲寅、水建、欲^④參^⑤慈徳寺、依^⑥物忌^⑦不^⑧參^⑨、天文博士吉昌、奉^⑩平地震奏持来、吉昌奏月在^⑪弓、奉^⑫平在^⑬二月角^⑭一者、各論^⑮月度^⑯、又吉昌十二月者、奉^⑰平正月者、是家々説云々、但召^⑱光榮^⑲問^⑳月度^㉑弓者、吉昌所^㉒申有^㉓理、

右に挙げた【史料六】では、陰陽師が地震発生時の月の位置を上進している様子が見受けられる。陰陽道において地震は天変と同じ枠組みの現象であり、そのため【史料六】のように発生時の月の位置が注目されていた。この月に注目する点は先に挙げた『大智度論』中の地震説と共通する部分であり、陰陽師らにこの説が受容された背景の一つと考えられる。陰陽道と仏教の関係については、飛鳥より奈良期にかけての陰陽道の発展に仏教との密接な関係があったことや、その思想が密教や神祇信仰とも習合しやすい類似点があり、この点からも陰陽師が『大智度論』等の仏教書を間接的に勘文中に引用していたことは頷ける。

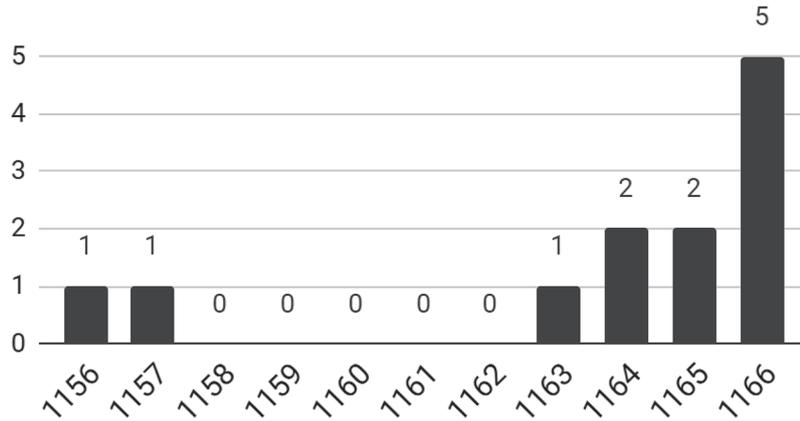
また、藤原頼長の日記『台記』中に「余^①捩^②春秋之義^③、以^④地震^⑤為^⑥異不^⑦為^⑧災^⑨」とあることから、陰陽道においては地震を「災厄」ではなく「怪異」とみなしていた^⑩。怪異の出現は災厄を将来する原因、すなわち地震が前兆となつて災厄を引き起こすという考えである。その前兆の具体的な内容を示すものが天変地異に対する勘文であり、それゆえに彼らは様々な典籍から複数の前兆の説を引用して奏上したのである。

第二節 地震動表現の登場と安倍泰親

上述した陰陽道における地震認識を根幹として、古代より天文の異変や地震が発生すると天文密奏が行われてきた。ではなぜ、地震動表現は永万二年（一一六六）の地震勘文中に登場したのであるか。次にその背景を検討していきたい。

まず、当該期の地震発生状況をみておきたい。地震動表現が登場した十二世紀後半頃の地震発生記録を集計したものが【図3】である。一一五八～一一六二年は発生して

おらず、一一六三年から再び発生し、一一六六年は五回発生とこれまでより増加している。このことから、地震活動の静穏期を挟んだ後に地震を経験したことで、地震への関心が増加・再起したとも考えられる。しかし、一一六六年における地震記録はいずれも、地震動表現の初出記録（永万二（一一六六）年二月六日）以前であり、それ以前にも著しい地震の頻発や大規模な地震の発生は見受けられないことから、地震発生状況は表出契機



東京大学地震研究所編『新収日本地震史料 第二巻』を基に作成

【図3】地震発生状況（1156-66）

ではないと考えるべきであろう。

次に、地震動表現の初出史料が陰陽師・安倍泰親による天文密奏勘文であったことから、安倍泰親と彼が活躍した院政期の社会状況すなわち人的・社会的要素から地震動表現登場の背景を検討していく。

最初に、安倍泰親という人物について概観しておこう。安倍泰親は、安部泰長の子息として天永元年（一一一〇）に生まれ、大治五年（一一三〇）右京亮に任ぜられたのを初見に、翌天承元年には鳥羽上皇と待賢門院に祇候する陰陽師として活躍した。占術に優れ、『源平盛衰記』や『平家物語』などの軍記物には彼の異才を示す説話が頻出し、同時代史料においても易学に造詣が深い藤原頼長からも高い評価を受けていた^④。その能力により上皇や摂関家の信頼を得た泰親はその後、主計助、雅樂頭、権陰陽博士などを歴任したのち権天文博士に、保元二年（一一五七）に陰陽道二者・陰陽助に昇進する^⑤。また、「天文密奏や祈禱を通して後白河院に近侍し、陰陽師としての地位を高め、またその強烈な個性で、しきりに賀茂氏や安倍氏の他流の陰陽師を誹謗しかつ相論^⑥」するなどその存在感を示した人物として評されている。

【史料七】『台記』康治三年（一一四四）六月十八日条

十八日戊戌、終夜見^二易正義^一、丑刻許聞^二鵲声^一、天明就^レ寢、翌日召^二泰親^一、令^レ占^二鵲事^一曰、可^レ鎮^二火事口舌^一、問曰、可^レ避所否、泰親曰、今不^レ可^レ避者、伝聞、今年所々此鳥鳴云々、泰親曰、今日、問^二此鳥怪七人^一、

【史料七】にみえるように泰親は陰陽道二者に昇る以前から、鵲の怪異により占いが依頼される様子や、彼の占いに評価がなされている様子も窺える。無論、第二者となった後にも、怪異の発生等に対して安倍泰

親に占わせる様子は散見される。

では、当時の社会において陰陽師はどのような立場にあったのであるか。泰親が陰陽師として活躍した十二世紀末は、平氏が台頭し、関東では源氏が蜂起して社会は混迷を極めていた。そのような時分、貴族社会のなかで陰陽師らの占術・呪術が広く求められ、貴族と陰陽師の関係が変化した時代でもあった。また、十一世紀後半ごろからは陰陽師の序列にかかわらず、能力のある特定の陰陽師を重用する方針もとられるようになっていた。そうした院政期社会の要請によって、陰陽師社会は競合状態にあり、自身の能力の誇示が今まで以上に必要となっていたといえる。

同時に、当該期の陰陽師社会では、賀茂氏の力が絶大であり、院政期から鎌倉前期まで、陰陽道第一者、第二者及び陰陽頭は賀茂氏が独占するという状況であった。そのような状況のなか、保元二（一一五七）年に安倍泰親が陰陽道第二者に、その後一一八二〜八三年には陰陽頭に昇っている。すなわち、十二世紀末という時期は泰親にとつて安倍氏あるいは自身の勢力の拡大期であったことが推察される。貴族社会からの要請の増加とそれによる競合状態に対して、泰親は清明の令名を利用しながら巧みに応えた。具体的には安倍清明の功績を過大に顕彰すること（清明の神格化）で仏教などの他宗教・陰陽家の他氏（賀茂氏など）との差別化を図った。また、先に史料からみたように、泰親は十二世紀後半の記録に度々登場し、この時期に泰親は精力的に活動し、それに対し貴族達からも評価を得ていたことがわかる。こうした時期にあつて泰親が奏上した勘文中に出現したのが地震動表現であった。すなわち、泰親が地震動表現を登場させた意図には、同業者との差別化があつた可能性が示唆される。

【史料八】『平戸記』寛元三年（一二四五）七月二十九日条

（前略）地震事、於_二殿下_一、在清朝臣語云、治承三年地震龍神動也、今度又龍神動也、彼治承時故泰親朝臣馳_二參後白河院_一泣奏_レ之、近習若輩咲_レ之、泰親朝臣奏聞之詞未_レ乾「訖カ」、大事出来、今度已為_二彼動_一、返々有_二畏怖_一之由語_レ之、可_レ恐々々、

右は治承三年（一一七九）の地震に対する泰親の占断を挙げ、賀茂在清が地震を判断している記録である。泰親の没後六〇年ほどが経った時代において、賀茂氏の人物によって先例として挙げられている点から、泰親が後代の地震勘文へ与えた影響の多大さが窺える。また、地震動表現の初出記録を収める『安倍泰親朝臣記』は、永万二年（一一六六）の天変に際する彼の密奏などを集めたものであり、月蝕などの天変や、地震に対する天文密奏が収められているが、同記は『天文変異記』とも称され、同じく後代の陰陽師の勘文中にも引用されている。泰親は「清明流」であることの強調に留まらず、いふなれば「泰親流」の創出を試みていた、とする先行研究での評価を踏まえれば、同時代的な戦略に留まらず、後代の陰陽師のバイブルたる存在となることを見据えていたとも考えられる。

以上、地震動表現登場の背景を安倍泰親という人物と院政期の社会状況から検討してきた。その結果、地震動表現の初出記録が安倍泰親による天文密奏勘文であったことに大きな意義があつたと考えられる。具体的には、まず十二世紀の貴族社会における陰陽師への社会的要請の上昇とそれにとまなう競合状況や、陰陽師の序列に関わらず、能力のある特定の陰陽師を重用する方針への変化という陰陽師を取り巻く社会状況が根底にあつた。それにより、自身の能力の誇示が今まで以上に必要になり、泰親は精力的に活動を行っていた。その活動の一環として、これま

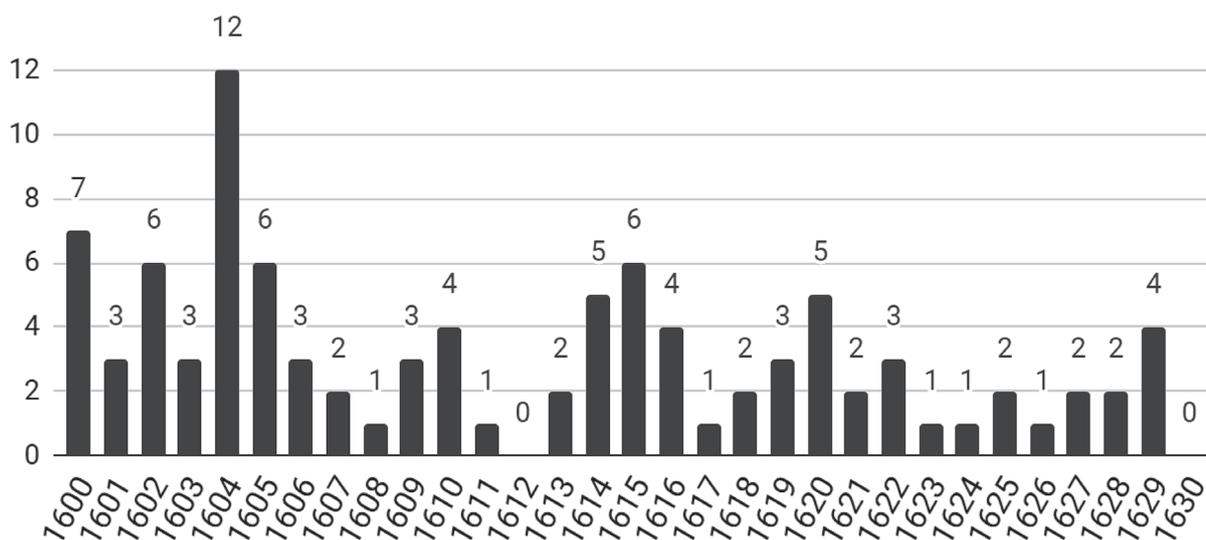
での陰陽師が占文中で扱ってこなかった地震動の分類概念を持ちだしたと考えられる。これは、同時代の他氏との差別化だけでなく、これまでの陰陽師（安倍清明）との差別化を図っていたともとれる。すなわち、地震認識の変化というよりは、院政期における貴族社会と陰陽師との関係の変化が地震動表現の表出をもたらしたとはいえる。

第三節 陰陽家と地震動表現の衰退

前節では、十二世紀末に地震動表現が登場した背景を検討した。では、中世末期から地震動表現記録数が衰退していく背景としては、どのような要素が考えられるであろうか。現時点で確認できているその下限記録は、陰陽道家である土御門家の天文異変ならびに地震に対する勘文やその草案を集積した史料である『家秘要録』⁵³所収の、土御門久脩により慶長十三年（一六〇八）に作成された地震勘文である。本節ではこの衰退の背景を検討していく。

地震動表現は地震が発生することによって表出する表現であることから、その衰退要因としてまず考えられるのが、地震発生回数の減少である。【図4】は、下限記録の前後期間に京都における地震が記録された件数を示したものである。慶長十三年は二件、翌年に五件、翌々年には六件、その後も年に一〜五件が記録されている。図が示すように、下限記録以降にも断続的に地震は発生・記録されており、地震の減少はみられず、地震活動の鎮静化により地震動表現の記録数も減少したとは考えにくい。

そこで次に、前節と同様に地震動表現を表した陰陽師や陰陽道家全体に注目したい。まず、下限記録となっている勘文と、その作成者である土御門久脩を中心に当時の陰陽師を取り巻く社会について確認したい。



東京大学地震研究所編『新収日本地震史料 第二巻』を基に作成

【図4】 京都での地震記録の推移（1600-30）

【史料九】「慶長十三年土御門久脩地震勘文」『家秘要録』

今月十一日卯時地震（傍通畢宿天王所動也）

天文録云、冬地動兵喪

又云、大動大白小動小白

内経云、十一月地震百日中兵起

宿曜経云、木曜直日地動三公已下災厄

劉向曰、地震凡下謀^レ上

公連曰、畢星動揺^二辺城^一兵起

郝萌曰、畢星動揺^二其国^一有^二謀反^一

洛書云、地震不言衆虐盛也

慶長十三年十一月十一日

正五位行天文博士兼左馬助 安倍朝臣久脩

右の勘文は、慶長十三年十一月十一日に発生した地震に対して作成されたものであり、冒頭部分に「天王所動也」と地震動表現が表されている。奏上者は土御門久脩である。はじめに、この久脩について簡単に確認しておきたい。

土御門久脩は従三位刑部卿土御門有脩の子息として永祿元年（一五五八）に生まれた。天正元年（一五七三）に十四歳で陰陽頭に任ぜられ、天正三年（一五七五）には従五位上に、天正八年には正五位下に叙せられ、同時に天文博士を兼ねた。⁵⁴近世における陰陽道は、久脩が徳川家康の將軍就任に際して天曹地府祭を挙行したことを端緒として、朝廷・幕府における祭祀主催者としての地位を築くことにより始まったとされる。⁵⁵そのため先行研究では、久脩について「江戸期に入って最初の土御門家主宰者であり、一時逼塞していたが、家康などの知遇も受け昵近衆ともなり、陰陽道を再興した功労者」と評価されている。⁵⁶このような久脩の評価に

みられるように、当時の安倍・賀茂両家にとって陰陽道は「再興」すべきものであり、今後の陰陽道のあり方が左右されうる状況にあったといえる。

こうした状況は、戦国期における陰陽道家の衰退によりもたらされた。戦国期の陰陽道家が直面した危機として、第一に応仁・文明の乱が挙げられる。戦乱の影響により諸社の祭礼行事が中止されていた状態のなか、文明十一年に安倍有宣による井霊祭以降、陰陽道の公的な祭も絶えることとなり、天変時にも後土御門天皇の崩御前にも、密教の祈祷も陰陽祭も勤仕されず、陰陽師の生活は深刻化した。⁵⁷さらに第二の危機として、暦道を司ってきた賀茂家の断絶が挙げられる。賀茂家当主・勘解由小路在富が後継者のないままに永祿八年（一五六五）に死去したことで、断絶の危機に瀕したのである。また、山科言継から土御門有春（宗肩軒）へ宛てた書簡中に、「賀二位（在富……筆者註）逝去、言語道断之儀候、就^二其跡職之事^一、既及^二断絶^一候間⁵⁸」とあることから、宮中では暦道が在富の死去をもって既に断絶に及んだという認識であったことも先学により指摘されている。実際、その後賀茂家は安倍有春次男の在高が養子となることとでかろうじて存続している。こうした経緯の後、賀茂家として天正八年（一五八〇）に宮廷に復帰したのが賀茂在昌であった。⁵⁹彼は、賀茂在富の養子であり、天正五年（一五七七）に五十五歳で叙爵（従五位下）し、その後天正八年に宮廷陰陽師として公務に携わるようになるまでは、在野で活動していたとされる。⁶⁰在昌はその当時既に五十代後半であり、官位獲得も遅く、最終到達位も従四位下に留まった。⁶¹この在昌が作成した地震動表現を含んだ勘文は『義演准后日記』中に残されている。

危機に瀕していたのは土御門家も同様であって、文祿三年（一五九四）頃に土御門久脩が豊臣秀吉の諱忌に触れて追放、闕職⁶²となっていたことから、陰陽道家はこの時一時断絶したといえる。また、陰陽師の位階を

分析した柳原敏昭氏の研究では、三位以上に至った陰陽師は、室町時代では二十四人、安土桃山時代では一人、江戸時代になると十六人⁵⁶になるとされ、戦国期には陰陽道家全体が衰退していたことが窺える。

このように、地震動表現の記録数が減少していった時代には、その発信者であった陰陽師社会全体が衰退し、さらには一時断絶する状況にまで陥っていた。このことから、地震動表現数の衰退の一因として、表現の発信媒体である天文密奏を行っていた主体者、つまり陰陽道家全体の衰退があったといえよう。

以上、本章では、地震動表現記録数の表出と衰退に焦点をあて、それぞれの背景について検討した。本表現の表出・衰退ともに、その背景には地震発生状況の変化ではなく、表現の発信者である陰陽家とそれを取り巻く社会状況があった。

おわりに

本稿では、中世の地震の記録に特徴的に表れる「地震動表現」について、第一章では、その定義を明確にしたうえで、記録傾向の面と本表現の基盤となる概念からその実態に迫った。地震動表現は、地震の吉凶や意味を示した表現であり「龍神動・火神動・金翅鳥動・天王動(帝釈動)・水神動」という形で表記されている。記録がみられる期間は、永万二年(一一六六)～慶長十三年(一六〇八)までとなっており、中世初期に表出し、中世末期に減少していく傾向をもっていた。

第二章では、「地震動表現」の典拠典籍に着目し、天文書『天地瑞祥志』と仏教書『大智度論』が主な典拠となっていたことを示した。また、それらの書誌や性質から、地震動表現は、讖緯説に特徴的且つ陰陽道とも関連の深い陰陽五行説・災異瑞祥思想・天人相関説等の観念に加えて、

仏教における地震認識とも密接に関連し、その結果表出した表現であったと指摘した。

第三章では、「地震動表現」の登場と衰退の背景を検討した。「地震動表現」の初出記録は、一二世紀末の安部泰親による地震勘文であるが、それ以前にも陰陽道の地震認識において地震発生時の月行への着目が窺える点などから、「地震動表現」は泰親によって創出されたのではなく、泰親の勘文を契機に表出したものであったとした。それを踏まえ、表出の背景として、当該期の貴族社会における陰陽師への社会的要請の上昇とそれにもなう競合状況や、序列に関わらず能力のある特定の陰陽師を重用する方針への変化という陰陽師を取り巻く社会状況の変化が根底にあった。自身の能力の誇示が今まで以上に必要になっていた状況のなか、泰親もいわば能力アピール活動によって、同時代他氏やこれまでの陰陽師との差別化を図った。その活動の一環として、月行という判断基準に着目して解釈を行っていた従来の陰陽師の地震解釈だけでなく、それを基にした分類の概念つまり「地震動表現」を積極的に取り入れた可能性が指摘できる。すなわち、地震認識の変化というよりは、院政期における貴族社会と陰陽師との関係の変化が地震動表現の表出をもたらしたといえる。次いで、衰退の背景として、地震動表現の記録数が減少していった時代には、その発信者であった陰陽師社会全体が衰退し、さらには一時断絶するに陥っていた状況があった。このことから、地震動表現数の減少の一因として、表現の発信媒体である天文密奏を行っていた主体者、つまり陰陽道家全体の衰退があったと結論づけた。

こうした背景をもつ「地震動表現」が中世においてのみみられることが示すのは、次の点であろう。先行研究において指摘されていた地震を捉える思想には、大きく天譴思想・御霊信仰・災異思想の3つを根底にした認識があった。本稿で注目した「地震動表現」は災異思想に根差し

た捉え方であった。この3つの思想は、「災害」認識としての天譴思想・御霊信仰、「災異」認識としての災異思想や陰陽道における地震認識（天人相関説＋讖緯説＋etc.）と区分することができよう。そして、これらのうち、陰陽道における「災異」としての認識、とくに「地震動表現」が示す、月の位置を基準に地震動を分類し、その分類によって地震の意味を解釈するという概念は、その記録傾向から中世に特有のものであった。またその背景には、表現の主たる発信者であった陰陽道家の盛衰があった。このように、中世において地震は災害・災異の両側面をもつものであった。そして、中世末期ごろの地震動表現数の衰退からは、陰陽道家の衰退とともに、地震の災異としての側面が次第に薄れていったと考えられ、地震認識は中世において多様な次元で変容していたといえよう。

注

- ① 北原糸子・木村玲欧「災害観の変遷」北原糸子・松浦律子・木村玲欧編『日本歴史災害事典』吉川弘文館、二〇一二年、八一頁。
- ② 西岡虎之助「王朝時代の地震とそれに対する思想」『西岡虎之助著作集第三卷 文化史の研究Ⅰ』三一書房、一九八四年（初出一九三三年）。
- ③ 保立道久「平安時代末期の地震と龍神信仰——『方丈記』の地震記事を切り口に」『歴史評論』七五〇号、二〇一二年、同『歴史のなかの大地動乱——奈良・平安の地震と天皇』岩波新書、二〇一二年。
- ④ 例えば、『方丈記』にみる地震を含めた災害に関する記述を対象に、鴨長明の災害観を分析した水野章二『中世の人と自然の関係史』吉川弘文館、二〇〇九年。また、『玉葉』『吾妻鏡』にみる地震認識を分析した研究として、以下のものがある。若林晴子「天変地異の解釈学——『玉葉』に見る中世の災害意識」増尾伸一郎・北條勝貴編『環境と心性の文化史——上環境の認識』勉誠出版、二〇〇三年。湯浅吉美『吾妻鏡』に見える地震記事をめぐって——鎌倉武士の地震観『埼玉学園大学紀要（人間学部篇）』八号、二〇〇八年。同「九条兼実の地震観——『玉葉』に見る地震

記事の検討」『埼玉学園大学紀要（人間学部篇）』九号、二〇〇九年。

- ⑤ 前掲②西岡論文、三三五頁。
- ⑥ 前掲④湯浅二〇〇八論文、森茂暁「日記に引用された文書とその性格——『満濟准后日記』を素材として」同『中世日本の政治と文化』思文閣、二〇〇六年（初出二〇〇一年）など。
- ⑦ 黒田日出男『龍の棲む日本』岩波新書、二〇〇三年。
- ⑧ 前掲③保立論文。
- ⑨ 児島啓佑「元暦地震と龍の口伝——『愚管抄』を中心に——『軍記と語り物』五四号、二〇一八年。
- ⑩ 『愚管抄』における「龍王動」に対するこれまでの注釈について、児島氏は次の点を指摘している。すなわち、中島悦次氏は「龍王動」に対し、「今の上下動」と注釈（中島悦次『愚管抄全註解』有精堂、一九六九年）、大隈和雄氏が現代語訳にこれを反映（『地のゆれ方はひとかたではなく、龍王動という地下の龍が上下に動くようなゆれ方であった。世間では平相国が龍となって震動させているのだと噂した』大隈和雄『愚管抄全現代語訳』講談社学術文庫、二〇一二年）、赤松俊秀氏が『山槐記』元暦二年七月九日条の「地動者龍所動也」という同時代の記述を指摘している（岡見正雄・赤松俊秀校註『日本古典文学大系八六愚管抄』岩波書店、一九六七年）。児島氏によるこの指摘は従来この概念の認識が不足していたことを表しているといえる。
- ⑪ 前掲⑨児島論文、六〇頁。
- ⑫ 今井漆「宿曜地震占」年代学研究会編『天文・暦・陰陽道』岩田書院、一九九五年。
- ⑬ 前掲⑫今井論文、三一〇～三一頁。
- ⑭ 『神道大系 論説編十六』（『改定史籍集覧』も参照）。
- ⑮ 『史料大成』。
- ⑯ 観応元年（一三五〇）五月二十五日条「申刻大地震、火神動」。
- ⑰ 応永二年（一三九五）二月二十三日条「廿三日、地震、天帝動」。
- ⑱ 応永七年（一四〇〇）十月二十四日条「今夜戌刻地震、龍神動云々」。
- ⑲ 中村璋八「陰陽道に受容された『緯書』について」村山修一編『陰陽道叢書4』名著出版、一九九三年、二六一頁。

- ⑲ 前掲⑲中村論文、二七三頁。
- ⑳ 前掲⑲中村論文、二六〇頁。
- ㉑ 前掲⑲中村論文、二六一頁。
- ㉒ 水口幹紀『日本古代漢籍受容の史的研究』第Ⅱ部第一章『天地瑞祥志』の成立と伝来に関する考察』汲古書院、二〇〇五年、一七七頁。
- ㉓ 前掲⑲水口著書、一七八頁。
- ㉔ 前掲⑲水口著書、一八〇～一八一頁。
- ㉕ 前掲⑲水口著書、三三八～三四一頁。
- ㉖ 中村璋八『天地瑞祥志について』『日本陰陽道書の研究』汲古書院、一九八五年、五〇五頁。
- ㉗ 貞観十八年（八七六）七月二十七日条。
- ㉘ 中村璋八『天文要録について』『日本陰陽道書の研究』汲古書院、一九八五年、四七五～四七六頁。
- ㉙ 前掲⑲中村論文、四八〇頁。
- ㉚ 前掲⑲水口著書、第Ⅱ部第四章「中世における『天地瑞祥志』の利用状況」三四一頁。
- ㉛ 『昭和新纂国譯大藏経』。
- ㉜ 『国史大辞典』「二十八宿」齊藤国治執筆項。
- ㉝ 『国史大辞典』「大智度論」藤田宏達執筆項。
- ㉞ 『大日本古文书』（編年文書）七卷「佐伯浄足寫經手實」（天平十一年）など。
- ㉟ 前掲⑨児島論文、六〇頁。
- ㊱ 『後愚昧記』（『大日本古記録』）永徳三年（一三八三）四月二十七日条。
- ㊲ 前掲⑲水口著書、三四〇頁。
- ㊳ 『大日本古記録』。
- ㊴ 村山修一『日本陰陽道史総説』塙書房、一九八一年、七一頁、一九八頁。
- ㊵ 康治元年六月十四日条。
- ㊶ 前掲⑲西岡論文、三三五頁。
- ㊷ 赤澤春彦「鎌倉期における安倍氏の展開」『鎌倉期官人陰陽師の研究』吉川弘文館、二〇一二年（初出二〇〇八年）、二六六～七頁。
- ㊸ 前掲⑲赤澤論文、二六七頁。
- ㊹ 山下克明「安部清明の邸宅とその伝領」『平安時代陰陽道史研究』思文閣出版、二〇一五年（初出二〇〇一年）、一八八頁。
- ㊺ 『台記』（『史料大成』）久安四年（一一四八）七月十九日条。
- ㊻ 『玉葉』（『図書寮叢刊』）承安二年（一一七二）五月十三日条など。
- ㊼ 山下克明「安部清明の「土御門の家」と清明伝承」『平安時代陰陽道史研究』思文閣出版、二〇一五年（初出二〇〇二年）、一二〇六頁。
- ㊽ 前掲⑲山下論文、一八八頁。
- ㊾ 前掲⑲赤澤論文、一八九頁。
- ㊿ 『兵範記』（『史料大成』）保元二年正月二十四日条など。
- ① 前掲⑲山下論文、一八八頁。
- ② 東京大学史料編纂所架蔵影写本、請求番号：3061。
- ③ 遠藤克己『近世陰陽道史の研究』未来工房、一九八五年、七五頁。
- ④ 梅田千尋「陰陽道本所土御門家の組織展開—近世本所支配の諸相」『近世陰陽道組織の研究』吉川弘文館、二〇〇九年（初出二〇〇三年）、三六頁。
- ⑤ 前掲⑲遠藤著書、七〇頁。
- ⑥ 前掲⑲村山著書、三六〇頁。
- ⑦ 末柄豊「応仁・文明の乱以後の室町幕府と陰陽道」『東京大学史料編纂所研究紀要』第六号、一九九六年、四二頁。
- ⑧ 『言継卿記』（高橋隆三他校訂、続群書類従完成会）永禄八年（一五六五）十二月条（附箋）。
- ⑨ 木場明志「賀茂家断絶の事—永禄—文禄期官廷陰陽道の展開」村山修一編『陰陽道叢書 中世篇』、名著出版、一九九一年、一六五頁。
- ⑩ 前掲⑲木場論文、一七七頁。
- ⑪ 前掲⑲木場論文、一七七頁。
- ⑫ 木村純子「室町時代の陰陽道と寺院社会」勉誠出版、二〇一二年、六三九頁。
- ⑬ 前掲⑲山下論文、一九一頁。
- ⑭ 柳原敏昭「室町政権と陰陽道」村山修一編『陰陽道叢書 中世篇』名著出版、一九九一年（初出一九八八年）、一二九～一三〇頁。